

平成23年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成23年3月10日（木曜日）

議事日程 第3号

平成23年3月10日（木曜日）午前9時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 請願第1号 | 公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について |
| | 請願第2号 | 公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願について |
| | 請願第4号 | 水上温泉街の活性化対策について（9・12月定例会継続審査分） |
| | 陳情第1号 | たくみの里豊楽館（道の駅）に液晶ディスプレイ及びタッチパネル方式での電子案内板を設置についてのお願い |
| | 陳情第2号 | 猿ヶ京温泉の活性化に関する陳情について |
| 日程第 2 | 議案第10号 | みなかみ町地場産業振興基金条例について |
| | 議案第14号 | みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第15号 | みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第20号 | みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第28号 | 平成22年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について |
| | 議案第29号 | 平成22年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第2号）について |
| | 議案第30号 | 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| | 議案第31号 | 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第4号）について |
| | 議案第32号 | 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について |
| | 議案第33号 | 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について |
| | 議案第34号 | 平成22年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算（第1号）について |

- 議案第35号 平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第36号 平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第37号 平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第38号 平成23年度みなかみ町一般会計予算について
議案第45号 平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第39号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第40号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第41号 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第42号 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第47号 平成23年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第7 議案第43号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計予算について
議案第44号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について
議案第46号 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計予算について
- 日程第8 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第9 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18人）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 小林 | 洋 | 君 | 2番 | 内海 | 敏久 | 君 |
| 3番 | 中島 | 信義 | 君 | 4番 | 前田 | 善成 | 君 |
| 5番 | 阿部 | 賢一 | 君 | 6番 | 林 | 一彦 | 君 |
| 7番 | 山田 | 庄一 | 君 | 8番 | 河合 | 生博 | 君 |
| 9番 | 林 | 喜美 | 雄君 | 10番 | 原 | 澤良 | 輝君 |
| 11番 | 島崎 | 栄一 | 君 | 12番 | 高橋 | 市郎 | 君 |
| 13番 | 小野 | 章一 | 君 | 14番 | 中村 | 正 | 君 |
| 15番 | 河合 | 幸雄 | 君 | 16番 | 鈴木 | 勲 | 君 |
| 17番 | 森下 | 直 | 君 | 18番 | 久保 | 秀雄 | 君 |

欠席議員 な し

職務のため議場に参加した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

説明のため出席した者

| | | | | | | | |
|---------|----|----|---|--------|----|----|---|
| 町長 | 岸 | 良昌 | 君 | 副町長 | 鬼頭 | 春二 | 君 |
| 教育長 | 牧野 | 堯彦 | 君 | 総務課長 | 木暮 | 勤 | 君 |
| 総合政策課長 | 宮崎 | 育雄 | 君 | 税務課長 | 平原 | 文雄 | 君 |
| 会計課長 | 高橋 | 武志 | 君 | 町民福祉課長 | 関 | 章二 | 君 |
| 子育て健康課長 | 青柳 | 健市 | 君 | 環境課長 | 山賀 | 晃男 | 君 |
| 上下水道課長 | 杉木 | 清一 | 君 | 農政課長 | 篠田 | 朗 | 君 |
| 観光商工課長 | 真庭 | 敏 | 君 | 地域整備課長 | 増田 | 伸之 | 君 |
| 教育課長 | 青木 | 寿 | 君 | 水上支所長 | 雲越 | 栄一 | 君 |
| 新治支所長 | 永井 | 泰一 | 君 | | | | |

開 会

午前9時 開会

議 長 (久保秀雄君) みなさん、おはようございます。

3月定例議会最終日となりました。本日は定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は16名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長 (久保秀雄君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により、議事を進めます。

- 日程第1 請願第1号 公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について**
- 請願第2号 公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願について**
- 請願第4号 水上温泉街の活性化対策について (9/12月定例会継続審査分)**
- 陳情第1号 たくみの里豊楽館 (道の駅) に液晶ディスプレイ及びタッチパネル方式での電子案内板を設置についてのお願い**
- 陳情第2号 猿ヶ京温泉の活性化に関する陳情について**

議 長 (久保秀雄君) 日程第1、請願第1号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願についてから、陳情第2号、猿ヶ京温泉の活性化に関する陳情についてまで、以上5件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長河合生博君。

(産業観光常任委員長 河合生博君登壇)

産業観光常任委員長 (河合生博君) 本委員会に付託されました請願第1号、公契約に係る事業の質

の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願についてから、陳情第2号、猿ヶ京温泉活性化に関する陳情についてまで、以上5件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず始めに請願1号について、ご報告申し上げます。

請願1号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について、請願2号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願については関連があるため、一括にて審議をいたしました。

近年、契約が低価格であり、労働者の生活の安定を確保するための条例を定め、適正に執行されているかどうかを確保するものであるとの当局の説明の後、紹介議員原澤良輝氏からの説明を求め、以前一般質問をした落札率の高い低いの問題である、入札の適正は、95%が基準だと思っている、単に安くすれば良いということで、原価割れのようになっている昨今、くじ引きの状況にもなっている。

低い単価に基づいて下請けにおりていると聞いているが、この場合、質が確保できるかどうか、労働者が生活を維持していく給与がもらえるのか、適切な質が確保されていないと困る、発注する側にも下請けに関して指導をしていく必要があるということも含まれているとの説明を頂き、委員より、町の発注の契約率が96%平均であるが、何ら問題はないと思われる。みなかみでは現時点では必要ないと思われる。町には深く関係しないと思われる、また入札の取り扱いで、当局の説明を求めると群馬県標準の歩掛かりで積算している、自由競争であるので企業努力でやっていると思う。標準設計であり、活用したものだと思う。

その後、討論に入り、現時点を考えると、この条例の制定は、時期尚早であるとのことで反対をしたい。

以上、質疑、討論を終わり、採決の結果、請願1号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願について、請願2号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願についての2請願は、全会一致を以て、不採択すべきものと決定いたしました。

つづきまして、請願4号、水上温泉街の活性化対策について、ご報告申し上げます。

本請願は、9・12月定例議会継続審査分であります。当局の説明では、問題になるいくつかのホテルがあるが、町としても湯原地区、鹿野沢地区の活性化に向け進めているが、なかなか良い方向性は出ていない。今後も出来る限り、対応はしていきたい。

委員より、鹿野沢の大宮ホテルの二の舞にならないようにと、区長さんを始め、湯原区民が大変心配している、莫大な金が掛かると思うが、かといって、活性化については課題であり、引き続き町で検討してほしい。地道ながら、地域の活性化に向けていくことをお

願いし、難しい問題であるが、趣旨については賛成をしていきたい。

以上で質疑、討論を終結し、請願4号、水上温泉街の活性化対策については、全会一致を以て趣旨採択すべきものと決定いたしました。

つづきまして、陳情1号、たくみの里豊楽館（道の駅）に液晶ディスプレイ及びタッチパネル方式での電子案内板の設置についてのお願いについて、ご報告申し上げます。

当局の説明は、タッチパネル式たくみの里観光案内システム、このシステムは40インチの画面で、静止画と動画で案内する。農園・野仏・飲食などのジャンルでたくみの里全体を案内できるようなものであるとの説明の後、水紀行館にあるようなものであれば、必要ではないか。観光協会で一括管理できるものなのか、ディスプレイは何台置くのか、お客様の利便に関わることであり、町でも進めて欲しい。

以上、質疑、討論を終結し、採決の結果、本陳情については、全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。

最後に陳情2号、猿ヶ京温泉活性化に関する陳情について、ご報告申し上げます。

猿ヶ京温泉の資源は、里山、温泉であります。土地開発公社が保有する土地についての陳情であり、農政課では何とか実施していければと思っている。ただ、農振外地域であるので、補助事業上の制限がある。農業振興として今後、地区の方々と話し合いをしながら検討していきたいとの説明の後、地域による支援の偏りがあったのかとの質問に、特に意識はしていないが、最近の傾向としては、地域の人が何をしたいか、それに対して支援をしていくこととしている。もちろん猿ヶ京地区も支援はしている。地域の具体的な働きかけをしていただければ、支援はできると考える。

地域整備課も、まちうち再生事業を進めたいと思っている。公演会・意見交換会をすすめる、地域の人が頑張ってまとまっていくことが大切である。活性化は地域が進めなければならない。それに町が支援をしていく形がいい。猿ヶ京では活性化する体制づくりを進めている。力が足りない部分について支援をしていただきたい。今度は地域がやる気で陳情を出してきたので進められればと思う。

以上で質疑、討論を終結し、採決の結果、本陳情については全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長（久保秀雄君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第1号の質疑を終結いたします。

次に請願第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第2号の質疑を終結いたします。

次に請願第4号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて請願第4号の質疑を終結いたします。

次に陳情第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて陳情第1号の質疑を終結いたします。

次に陳情第2号について、質疑はありませんか。

13番小野章一君。

13番(小野章一君) 陳情第2号について、お伺いいたします。

土地開発公社の土地につきましては、前回の議会で一部採択という関係のことがありました。この利用とのフルーツベジタブル園に関しての関連性はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長(久保秀雄君) 産業観光常任委員長河合生博君。

(産業観光常任委員長 河合生博君登壇)

産業観光常任委員長(河合生博君) その点につきまして、委員会では具体的な話は出ませんでした。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて陳情第2号の質疑を終結いたします。

これより請願第1号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 請願第1号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため「公契約条例」の制定を求める請願について、原案に賛成の討論を行います。

公共工事や公共サービスについて、発注する町などの公的機関と受託する事業者の間で結ばれる契約は、公契約と呼ばれています。自治体などが発注する事業や委託事業は談合などを無くして、適正に行わなければなりません。

一方、明らかに低価格入札やダンピング入札などがあり、工事の質の確保や下請け金額の未払い、労賃や労働条件の不当な切り下げなど、問題が起きております。

公契約条例の制定は、発注者にも最低制限価格の設定や受注企業の不適正な労働条件切り下げなどを防止するように義務づけて、受託した事業者に労働条件を確保させるとともに、発注者の公的機関には制裁措置をもって、労働条件を確保しようとするものです。

審議を傍聴しましたが、町でも適宜に積算した予定価格の50%以下の入札があったことも分かりました。国際労働機関ILOも公契約における労働条件に関する条約を勧告して、多くの国が批准や批准を検討しています。公契約法の制定を求める意見書等が全国の541を超える議会で採択をされて、千葉県野田市や神奈川県川崎市、東京都国分寺市などが自発的に公契約条例について取り組んでいます。

住民の税金を使う公的事业で利益を得ている企業は労働者に人間らしい労働条件を保障する必要があります。発注者の公的機関もそれを確保するために責任を負っています。

住民の税金を使って、ワーキングプアというような状態を作ってはならないと考えます。

町の発注する工事や指定管理者制度の導入、給食センター等の民間委託等で、町が事業者との結ぶ契約には、労働条件の確保する条項を定める必要があるというふうに考えております。地域の雇用と経営の優れた企業を育成するためにも必要があります。

また、工事を下請けに丸投げすることは法律で禁止をされております。

下請け工事を請けた業者は、低価格に泣いています。町は、業者に下請け人選定通知書を提出させ、代金支払い方法なども定める必要があり、建設業退職協賛金制度へも加入をさせ、共済手帳への共済金、共済証書の貼り付けをすることも指導する必要があるし、実績報告の提出を義務づけさせることも必要ではないかと思えます。公共事業の積算は、二省協定単価に基づく労務単価によって積算しているため、適正な賃金が支払われるように設計単価表の抜粋を記載するなどして、雇用通知書などには労働条件も詳細に記載することなどを発注者として指導する責任があります。

町の活性化と発展は、働く者の労働条件と賃金の適正な確保が必要です。

安ければ良いという考えは決して町のためにはなりません。誇りと自信を持って働けるように条例の制定を求め、原案に賛成の討論といたします。

先程の委員長報告の中で、95%が適切だという発言を私がしたというふうにありましたけれども、それはちょっと誤解だというふうに付け加えさせていただきます。

議 長(久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第1号の討論を終結いたします。

請願第1号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、請願第1号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約条例」の制定を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより請願第2号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 請願第2号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願について、原案に賛成の討論を行います。

この請願2号については、請願1号と同様に条例を定めるものと、その意見書を提出するというふうなものであります。内容については1号と同じです。以上です。

議長(久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第2号の討論を終結いたします。

請願第2号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、請願第2号、公契約に係る事業の質の確保及び当該事業に従事する労働者の雇用の安定と適正な賃金・労働条件の確保を図るため、「公契約法」の制定に関する意見書の採択を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

議長(久保秀雄君) これより請願第4号について、討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて請願第4号の討論を終結いたします。

請願第4号、水上温泉街の活性化対策について(9・12月定例会継続審査分)を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号、水上温泉街の活性化対策について(9・12月定例会継続審査分)は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長(久保秀雄君) これより陳情第1号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて陳情第1号の討論を終結いたします。

陳情第1号、たくみの里豊楽館(道の駅)に液晶ディスプレイ及びタッチパネル方式での電子案内板を設置についてのお願いを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号、たくみの里豊楽館(道の駅)に液晶ディスプレイ及びタッチパネル方式での電子案内板を設置についてのお願いは、採択とすることに決定いたしました。

議 長(久保秀雄君) これより陳情第2号について、討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて陳情第2号の討論を終結いたします。

陳情第2号、猿ヶ京温泉の活性化に関する陳情についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号、猿ヶ京温泉の活性化に関する陳情については採択とすることに決定いたしました。

日程第2 議案第10号 みなかみ町地場産業振興基金条例について

**議案第14号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について**

議案第15号 みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例について

議 長(久保秀雄君) 日程第2、議案第10号、みなかみ町地場産業振興基金条例についてから、

議案第15号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長林喜美雄君。

(総務文教常任委員長 林喜美雄君登壇)

総務文教常任委員長(林喜美雄君) 本委員会に付託されました、議案第10号、議案第14号、議案第15号についての以上3件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第10号、みなかみ町地場産業振興基金条例について、ご報告申し上げます。

提案理由の説明が終了しており、ただちに審査に入り、質疑では、何課が担当するのかには、窓口は総合政策課で担当する。

以上、質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

提案理由の説明は既に終了しており、直ちに審査に入り、質疑では、嘱託雇用は役場退職者に限るのかには、そうとは限らない。嘱託職員の福利厚生等はどうなっているのかには、年休は10日間、健康診断等は役場職員と同様に受けてもらう。

以上、質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第15号、みなかみ町自家用有償バス事業設置条例の一部を改正する条例について、ご報告申し上げます。

提案理由の説明は既に終了しており、ただちに審査に入り、質疑、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長(久保秀雄君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第10号から、議案第15号についてまで質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第10号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町地場産業振興基金条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町地場産業振興基金条例については、原案のとおり、可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第14号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第15号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町自家用有償バス設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（久保秀雄君） 日程第3、議案第20号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長河合生博君。

（産業観光常任委員長 河合生博君登壇）

産業観光常任委員長（河合生博君） 本委員会に付託されました、議案第20号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

提案理由の説明は既に終了しており、ただちに審査に入り、質疑、討論はなく、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長（久保秀雄君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。まず、議案第20号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第20号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 日程第4 議案第28号 平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)**
議案第29号 平成22年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)
議案第30号 平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第31号 平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第32号 平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
議案第33号 平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第34号 平成22年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)
議案第35号 平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)
議案第36号 平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算(第1号)
議案第37号 平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)

議長(久保秀雄君) 日程第4、議案第28号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてから、議案第37号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第4号)についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本案については、すでに提案理由の説明が終了しておりますので、ただちに質疑に入ります。議案第28号から、議案第37号についてまで質疑はありませんか。

10番原澤良輝君。

10番(原澤良輝君) 28号の一般会計補正なのですが、15ページの収入で不動産売却売掛収入が471万6千円計上されていますが、これは何なのかということと、20ページの老人保護措置委託料が1699万円減額されているのですけれども、これはどういうことか、教えてもらいたいと思います。

議長(久保秀雄君) 総務課長木暮勤君。

(総務課長 木暮 勤君登壇)

総務課長(木暮 勤君) まず最初に16款の不動産売掛収入について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、総務課関係が3件、地域整備課関係が3件ありまして、総務課関係につきましては、道路などの用途廃止によりまして、個人に払い下げたものであり、それが3件あります。金額にすると、15万2874円、78万9957円、81万7740円、この3件が総務課関係でございます。

地域整備課関係につきましても3件ございまして、これにつきましては金額は276万5880円、15万7132円、3万2635円となっております。

この6名の方の売却でございます。

議長(久保秀雄君) 町民福祉課長関 章二君。

(町民福祉課長 関 章二君登壇)

町民福祉課長(関 章二君) 20ページの老人保護措置費1698万8千円の減額なのですが、これにつきましては、老人保護措置は養護老人ホームの入所者の委託料になっております。

当初の計画よりも、4名減、その内容といたしましては介護保険施設の入所と、また死

亡で対象等の減になっております。

議 長 (久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第28号から議案第37号の質疑を終結いたします。

これより議案第28号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、平成22年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決されました。

議 長 (久保秀雄君) これより議案第29号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第29号の討論を終結いたします。

議案第29号、平成22年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、平成22年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議 長 (久保秀雄君) これより議案第30号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。
議案第30号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号、平成22年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。
-
- 議 長 (久保秀雄君) これより議案第31号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。
議案第31号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号、平成22年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。
-
- 議 長 (久保秀雄君) これより議案第32号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第32号の討論を終結いたします。
議案第32号、平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号、平成22年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。
-
- 議 長 (久保秀雄君) これより議案第33号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第33号の討論を終結いたします。

議案第33号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、平成22年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第34号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第34号の討論を終結いたします。

議案第34号、平成22年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、平成22年度利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第35号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第35号の討論を終結いたします。

議案第35号、平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、平成22年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第36号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第36号の討論を終結いたします。

議案第36号、平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、平成22年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第37号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第37号の討論を終結いたします。

議案第37号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、平成22年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 平成23年度みなかみ町一般会計予算

議案第45号 平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算

議 長（久保秀雄君） 日程第5、議案第38号、平成23年度みなかみ町一般会計予算について、議案第45号、平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、以上

2件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長林喜美雄君。

(総務文教常任委員長 林喜美雄君登壇)

総務文教常任委員長(林喜美雄君) 本委員会に付託されました、議案第38号、平成23年度みなかみ町一般会計予算、ならびに議案第45号、平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について、以上2件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

なお、連合審査にて全員出席されておりましたので、主だったものを申し上げます。

まず、はじめに議案第38号、平成23年度みなかみ町一般会計予算について、申し上げます。歳入歳出総額をそれぞれ123億1千万円とするものであります。

提案理由の説明は既に終了しており、ただちに歳入より審査に入りました。

財政調整基金繰入額が前年度比4億6839万6千円を減額した意味と、臨時財政対策債3億円を増額したメリッとは何かには、財政調整基金の取り崩しはやめて行こうという基本方針で、歳入はゼロとした。臨時財政対策債は、国の決算額を予想して、8億円を計上した、メリットは地方交付税措置されるので、決定額どおり発行することが適当と考える。

次に款ごとに、歳出の審査に移り、総務費では行財政改革推進費433万8千円は何かには、行政評価システムの施策評価会議や事務事業貢献度評価会議の講師委託料などである。

町のPR事業については、なつこを「ふる里みなかみ親善大使」に任命して、委託実施している、23年度は町外への取り組み事業を移したい。

協働のまちづくり費1250万9千円については、コミュニティ助成金が250万円、地場産業振興対策補助金1千万円で、基金に組み立てて取り崩して使う。地場産業の振興のための新産業の創出や既存の商品の販路拡大、地産地消に取り組む団体等、公的団体を予定している。

衛生費では、資源物集団回収奨励金の内容については、新年度より取り組む計画でボランティア的なことで対応していただければと思っている。アメニティに持ってきていただいた団体に出すものである。

農林水産業費では、猿追い払い委託料について、主に猟友会のメンバーで個人及び猟友会と契約しており、年間を通して、実施の要望があるので、その分を多く予算計上してある。

商工費では、DC補助金3410万円については、主に観光協会等に補助するものであり、観光戦略プラン補助金300万円については、各地区の人や団体に対して、規模の小さい事業を支援するものである。

土木費においては、橋梁長寿命化修繕計画委託料について、15メートル以上の橋梁の点検を行った。その修繕計画を立てるための委託費である。三峰トンネル維持費については望郷ラインのトンネルの維持費である。県道昇格については、現在、県土整備部で検討

中ということである。

教育費については、藤原教員住宅について、現在利用者はゼロで、来年1名利用する予定である。予算の許す範囲内で修繕を行っていききたい。

外国青年招致費の賃金1552万2千円については、ALT4名分である等々、連合審査における質疑の概要であります。

後の単独の委員会においては、質疑はなく、討論に移り、反対討論1件、賛成討論1件、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第45号、平成23年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算について申し上げます。

提案理由の説明はすでに終了しており、ただちに審査に入りました。

質疑では、路線の総延長は9.8kmから、何kmになるかには、9.1kmに変更になる。

以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長 (久保秀雄君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第38号、議案第45号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第38号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 平成23年度みなかみ町一般会計予算に反対討論を行います。

戦後68年目になります今年の2月26日は、暖かい日よりでしたが、75年前の26日、東京は大雪でした。陸海軍の軍事費大幅増額要求に立ちはだかった高橋是清蔵相が暗殺をされて、内閣は総辞職をしました。金融恐慌、緊縮財政による国内不況とニューヨーク発の世界大恐慌のなかで、すでに5割を占めていた軍事費を抑え、産業を育て、国民の家計を守ることが必要でした。

蔵相は「いくら軍艦や兵備があっても、国民の経済力がなければ、これを動かせない。役に立たないと、国防は国民の財力に耐える程度でなければならない」と主張して、疲弊した農村救済など、国民の窮状打開には財政出動をするけれども、規律なき国債発行は金利上昇や民間資金を市場から奪ってしまうと主張して反対しました。

軍事大国へ向かう軍部にブレーキをかけた蔵相の暗殺で、予算編成は軍部の思い通りになってしまい、総軍事費は37年度予算では、36年度の3倍、39年度は6倍、41年度は12倍と膨張して、終戦時の公債残高は、国民総生産GNPの2倍に膨らんでしまいました。それから68年、国の起債残高は、国内総生産の約2倍の900兆円になっています。

国民から見捨てられて自民・公明政権に代わった民主党・菅政権も「国民の暮らしを守

る」という選挙公約を忘れて、権力をめぐる争いに主力をそそいでいます。

誰もが財政の惨状を改めようと先頭に立つ政治家がいないことは、国民の最大不幸であると言えます。

08年リーマンショック以後、国内のデフレは依然と続き、国民の暮らしは厳しさを増すと共に、どうしたら国民生活を応援する予算に出来るかが、国の来年度予算の役割は重要になっています。

大企業の内部留保が1年間で1兆1兆円増の2兆4兆円に増加し、利益が回復するのに賃金下落傾向に歯止めがかからず、1兆円も一年間で減少しています。

厚労省の「経済労働白書」も「賃金の低下や格差の拡大、内需停滞の原因」と分析し、民間研究所も「賃金下落が需要減退に拍車をかけ、賃金と物価が影響し合って、値下げ、賃下げの悪循環が生じている」と指摘しています。

さらに就業者数も、177万人減の6228万人へと戦後最大のリストラが横行して、中小企業に対しては容赦ない「買い叩き」と「下請けイジメ」が行われ、保守系の雑誌と言われる「選択」までもが、「下請けイジメは過酷をきわめ、部品会社の生き血を吸うごとく、納入原価が極端に抑えられている」と批判しています。

労働者と中小企業をイジメ抜いた巨額の利益を大企業は、株主配当の6兆円増と海外企業買収など、1兆6千万円の増加、海外投資の35%増に向けました。株主配当と海外企業の買収、投資は国民の家計や中小企業には波及せず、内需拡大に繋がりません。

内閣府の経済財政白書も「アメリカ、イギリス・フランスなどの先進国は企業の営業余剰が増えるると対応して雇用者報酬も増やしている」と報告し、日本だけが企業の営業余剰が増えても、雇用者報酬には全く波及しない異常さを指摘しています。

日経ビジネスは「死蔵された203兆円」「日本の黒字重視は、将来の成長を犠牲にする」と警告し、「日経ヴィリタス」は企業に眠る200兆円「眠っている203兆円が動き出したら、経済活性化の起爆剤になる」と、雑誌の論調も大企業に貯め込まれた内部留保の2兆4兆円の活用を呼びかけています。

議長(久保秀雄君) 10番原澤良輝君に申し上げます。

趣旨に沿った討論をお願いいたします。

10番(原澤良輝君) 日本共産党は「大企業にお金が沢山あるからけしからん」というのではなく、過剰なお金が企業内部に眠っており、それが経済の正常な循環を断ち切られていることを問題にしております。これを質して、お金が循環する正常な経済を提案しています。これが国民も望んでいる方法です。

ところが、民主党政権は自民党と同じに、金余りの大企業に12年ぶりになる法人税の5%引き下げを決めました。平年ベースで1兆2兆194億円、経済の状況、地方税を含めれば、税収に3兆円の大穴が空きます。この穴埋めに給与所得控除、退職所得課税、成年扶養控除、相続税など、個人への増税に踏み切りました。

日本経団連などは法人税減税は本年度が「最後のチャンス」と民主党に強く要求しました。今年度は法人税を減税し、来年度は消費税の増税とのスケジュールを狂わせれば、来年に法人税を減税し、消費税を増税することが同時になり、国民に痛みを強いる消費税、一

方で企業負担を軽くする法人税を減税すれば、国民に袋叩きにあうことを恐れています。

約 5 兆円の軍事費、アメリカ軍への思いやり予算を 5 年間維持すること、グアム移転費など、アメリカの「ゆすり」に屈した予算編成になっています。アメリカ、財界、大企業優先の古い政治から、国民生活を支援する政治にする必要があります。

町の平成 23 年度予算も、一般会計予算は 123 億円です。自治体の一番の仕事は町民の暮らしと生活を守ることです。水上中学校が改築され、17 日に竣工式が予定されています。町内の教育施設の耐震工事が進んだことやボランティアによる資源ゴミ回収、小電力発電、電気自動車導入などの環境対策など、評価をされることもあります。

しかし、多くの国民が廃止を求めている後期高齢者医療広域連合への 2 億 2605 万円の計上は止めるべきです。また、町民を住宅から追い出す裁判へ 160 万円の弁護士費用の計上もやめて、連帯保証人や関係課も含め、早期に話し合いをして、生活再建を図る必要があります。保育業務委託料を 3173 万円計上していますが、保育園を含め、教育に関係する仕事は効率とか、コスト計算で運営する事は避けるべきです。

同じ園で、同じ仕事を行いながら、身分も給与も異なる職員がいることになります。また、教育基金を積立てて、2120 万円の特別支援教育補助員の配置をしますが、これも年限が限られています。言うまでもなく、教育の事業は恒久・継続的な事業です。

正規職員を長期的視野に基づいて計画的に配置する必要があると考えます。臨時より少し待遇が良くても、正職員に比べれば、待遇の差は明らかです。

さらに、用務員の業務委託は、偽装請負の恐れがあるので、やめるべきです。

地場産業振興基金の積立・地場産業振興対策事業 1 千万円や政策調査研究費 100 万円など、事業内容が未定の事業も計上されています。住宅リフォームなど、町民や地元業者の仕事起こしに活用することを求めて、反対討論といたします。

議長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

4 番前田善成君。

(4 番 前田善成君登壇)

4 番 (前田善成君) 議案第 38 号、平成 23 年度みなかみ町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

合併から、住民の皆様に町財政の健全化のため、様々な我慢をしていただけてきました。

しかし、住民の皆様の望みを実現するため、住民の方々の思いを十分に理解し、住民生活の向上を町民の手で自ら行う政策費として、まちづくり費が作られ、今年度は地場産業振興対策事業補助金、魅力あるコミュニティ助成事業補助金などの補助金の充実が見られます。

また、地場産業振興基金は、町の業者が新産業や新分野に進出するために、町が支援できるようになり、夢のあるまちづくりを目指す町だと内外に示す予算だと言えます。

教育費に示されたみなかみ町教育基金は、学校で問題になる 6 人のうち 1 人いると言われる学習障害児の対応をするため、国から補助される特別支援員の補助を町自ら充実させるために作られた基金であり、子供たちの教育のさらなる充実になる予算であります。

住民本意の予算であることは言うまでもありません。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

議長（久保秀雄君） 次に反対討論の発言を許します。

1 1 番 島崎栄一君。

（1 1 番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） 反対討論を行います。

談合を摘発され、他の自治体で指名停止になっている業者を見直しもせずに、そのまま使い続けるような予算には賛成できません。

談合は税金泥棒です。1億円で済むものを不正な手段によって、1億2千万円で受注したら、2千万円を盗んだのと同じ事です。

まちの予算は、みなかみ町民、日本国民のお金です。それを預かる町長、議会、役場職員は、談合を防止するように努力する責任があります。町長、議会の指示、決定に役場職員は従って仕事をやる以上、町長、議会の責任はより重いものです。

町の条例では、80万円を超える委託契約は競争入札を行うことになっているのに、数千万円の委託契約を競争入札せずに発注することは重大なルール違反です。

来年度の一般会計予算の修正を求めます。

議長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第38号の討論を終結いたします。

議案第38号、平成23年度みなかみ町一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（久保秀雄君） 起立多数であります。

よって、議案第38号、平成23年度みなかみ町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議長（久保秀雄君） この際、休憩いたします。10時20分から、再開いたします。

（10時12分 休憩）

※ 休憩中に討論の内容についての確認がされた。

（10時23分 再開）

議長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（久保秀雄君） これより議案第45号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第 4 5 号の討論を終結いたします。

議案第 4 5 号、平成 2 3 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 5 号、平成 2 3 年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算
議案第 4 0 号 平成 2 3 年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 1 号 平成 2 3 年度みなかみ町介護保険特別会計予算
議案第 4 2 号 平成 2 3 年度みなかみ町下水道事業特別会計予算
議案第 4 7 号 平成 2 3 年度みなかみ町水道事業会計予算

議長(久保秀雄君) 日程第 6、議案第 3 9 号、平成 2 3 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第 4 7 号、平成 2 3 年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上 5 件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長 森下直君。

(厚生常任委員長 森下 直君登壇)

厚生常任委員長(森下 直君) 本委員会に付託されました、議案第 3 9 号から、議案第 4 7 号についてまで、以上 5 件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに議案第 3 9 号、平成 2 3 年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、ご報告申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 億 5 9 0 0 万円とし、前年度対比 4 3 3 万 6 千円の増額となっております。質疑に入り、委員からは歳入見込みの保険税が少なく見込んでいないか、また給付費も精査して少なくできるのではないかと、多額の黒字決算が予想されるので、2 3 年度から保険税を引き下げるべきである、また基金積立額が最低で 1 億 6 0 0 万円であれば、少しは一般会計に返すとか、税を一年前倒しにするなり、厚生委員

で検討し判断しなければならない等に対して、担当課よりは、予算編成の最新推計値に基づいて22年度、23年度の見込額を算出した。また、23年度保険税は据え置きたい、また一年単位で税の方向性は考えていない、最低でも3ヶ年間に必要な金額を基金として積立て、23年度の税額は据え置き、24年度以降の推計税額を23年度に検討していきたい等の説明の後、以上質疑を終わり、討論を終結し、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第40号、平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について、ご報告申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億3900万円とし、前年度対比1837万8千円の増額となっております。連合審査が終了しており、質疑はなく、反対討論として、この制度は国民・老人に評判の悪い制度であり、新しい制度に改めるべきであるとの討論の後、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第41号、平成23年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、ご報告申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ18億8700万円とし、前年度対比5700万円の増額となっております。連合審査が終了しており、質疑はなく、反対討論として、費用負担のない制度と国費の負担率を増すことであるとの討論の後、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第42号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、ご報告申し上げます。

予算総額は、歳入歳出をそれぞれ9億9200万円とし、前年対比1475万2千円の減額となっております。質疑に入り、委員からは23年度末の起債残高はいくらかに対し、担当課より、53億3千万円の予定である旨の説明の後、討論に入り、下水道事業利率は5%以上のものは繰り上げ返済しても、未だ53億円の起債残高があるので、元金の返済方法を変えないと会計が安定しないとの反対討論の後、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづいて、議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算について、ご報告申し上げます。

平成23年度予算は、事業収益4億4600万円、事業費用は4億4200万円であり、差引き400万円の経常利益を予定しております。

質疑に入り、委員からは、建物の減価償却費が増えたのは、簡易水道会計と合併したからか、また、3月末の未収金はどのくらいかに対し、担当課よりは、簡易水道会計を合併したためである、また3月末の未収金は8200万円である旨の説明の後、以上質疑を終わり、累計金額が大幅に増えているのは、減価償却費も含まれているからだ、また実際は資本的収支の補填に運用されているのではないかとの反対討論の後、採決の結果、本案は多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長(久保秀雄君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第39号から、議案第47号についてまで、質疑はありませんか。

11番島崎栄一君。

11番(島崎栄一君) 議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算についてなんですけども、湯宿温泉、それから池ノ原のですね、水道加入金の返還というふうに、返還が進むような予算になっていますか。

議長(久保秀雄君) 厚生常任委員長 森下直君。

(厚生常任委員長 森下 直君登壇)

厚生常任委員長(森下 直君) 委員会においては、その問題については特別、議題にのせておりません。

議長(久保秀雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第39号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算に反対討論を行います。

23年度予算で3ヶ所を指摘したいと思います。

1ヶ所目は、国保税を7億7078万円を歳入に計上しています。21年度は8億500万円、22年度決算見込みは8億3千万円で、来年度は8億4千万円が見込まれるのではないかというふうに考え、この点で7千万円の少ない計上になっています。

2ヶ所目は保険給付費です。歳出は18億5千万円計上しましたが、後期高齢者医療制度発足後の2年間の平均は17億3千万円です。1億7千万円が多く計上されており、これだけで2億4千万円の黒字要因になります。

3つ目は繰越金ですが、7200万円計上していますが、22年度までと同じ方法で決算すれば、4億9千万円になります。合わせて6億2千万円の黒字が見込まれている予算を組んでいると言えます。

20年度に後期高齢者医療制度が発足して、はじめて前期高齢者交付金ことができました。3億8千万円を計上しましたが、実際は半分の1億9千万円しか交付をされませんでした。不足分として、1億8千万円を一般会計から特別繰入をして処理をしましたが、このため、21年度に国保税を28%値上げしました。

しかし、実際の不足分は3500万円で、黒字は1億4千万円になりました。21年度の予算には前期高齢者交付金を2億5千万円計上しましたが、実際は倍の4億9千万円が交付され、2億4千万円が増加をしました。

値上げ分の国保税増額の1億8千万円と合わせて、4億2千万円の増加になりました。その結果、21年度決算は7千万円を基金に積み立てても、3億2千万円の黒字になりました。22年度は前期高齢者交付金を5億円予算に計上しました。

今年度はすでに前期高齢者交付金が、2億9千万円追加配分をされて、7億9千万円交

付をされています。国庫支出金が1億9千万円減額されたので、実際には1億円の増加になりますけれども、値上げ分の国保税増額の1億8千万円と合わせても、2億8千万円が増加しました。22年度の決算は、基金に1億5千万円積立てても5億円の黒字が見込まれます。基金の総額は、すでに2億2千万円になっています。

基金の準備額は、県の指導でも、1億1千万円あればいいことになっています。

加えて、毎年6%増加すると想定した医療費も増加しませんでした。病気にかかり易いといわれる高齢者が、別の医療会計に移ったのですから、医療費の減るのは当然のことです。収入が増えて、支出が減れば、大幅な黒字になります。3年間のうち2年間で大幅黒字で、3年目も大幅黒字が予想されます。

収入も支出も値上げした時とは、前提条件が大幅に変化をしました。現実に合わせて、保険税を引き下げる必要があるのではないかと考えます。

値上げの際、町民には値上げ分と同額を町が負担すると約束しました。加入者は2年間で約3億円近く値上げ分を負担しました。加入者1人当たり3万円引き下げても6千万円を基金に積み立てる事が出来ます。このままでは加入者が納得しないことを警告して、反対討論といたします。

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

6番林一彦君。

(6番 林 一彦君登壇)

6 番(林 一彦君) 議案第39号 平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本町におきましては、平成21年度に国保税を値上げして加入者の皆様に負担増をお願いしてまいりました。それによりまして、保険税の増収があり、また2ヶ年で一般会計より法定外の繰入金金が2億円以上もありました。このため現段階では、医療費の伸び率が少ないこともあり、比較的安定した運営状況になってきていると考えられます。

しかし、社会全体を見れば、高齢化による医療費の増加、景気低迷による財源不足等により、国保が抱える問題は依然として変わっておりません。

本町では、23年度中には税率改正の検討が行われる予定ではありますが、医療費の伸び率を正確に予測し、基金は一定額を保有しながら、将来にわたり健全な運営が図れるような議論をお願いいたします。

平成23年度予算については、医療給付費が少なく推移しているため、前年度対比43万6千円の微増で編成されております。本案は、加入者の皆さんが安心して医療が受けられるためのものであり、国民健康保険特別会計の運営上、必要な予算と認められますので賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長(久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第39号の討論を終結いたします。

議案第39号、平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第39号、平成23年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第40号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療保険特別会計に反対討論を行います。後期高齢者医療は国民の大きな怒りを招き、政権交代の一つの要因になりました。

75歳以上の専用バスは老人からも評判が悪く、さらに年齢を65歳以上専用バスに変えようとしています。本制度は直ちに廃止し、安定的な国民皆保険制度の確立をすることを申し上げて、反対討論といたします。

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

3番中島信義君。

(3番 中島信義君登壇)

3番(中島信義君) 議案第40号 平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度はスタート時期から「75歳になれば強制的に加入させられる、保険料が年金から徴収される」など、特に75歳以上の方からは早期見直しを求められてきた経緯もあり、政権交代後はこの制度を廃止し、平成25年度から新たな医療制度を創設するとしておりましたが、国会での成立が大変、危ぶまれております。施行時期を1年間先送りし、26年3月になる公算が大きくなりました。いずれにいたしましても、廃止されるまでは、現行制度は維持されます。

平成23年度予算については、前年度対比で約1837万円、8.3%の増で編成され、主に広域連合へ納付する保険料負担金であり、後期高齢者医療特別会計の運営上、必要な予算と認められますので、本案に賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長(久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第40号の討論を終結いたします。

議案第40号、平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第40号、平成23年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(久保秀雄君) これより議案第41号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 平成23年度みなかみ町介護保険特別会計予算に反対討論を行います。

介護保険の発足時の構想は大変良いものと期待をされました。

しかし、実態は介護保険あって介護無しと言われる状態が改善されません。該当者が費用の心配なく介護が受けられるように制度の改善や国・県の助成を増やすよう要求するように申し上げて反対討論といたします。

議長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1番(小林 洋君) 議案第41号、平成23年度みなかみ町介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

介護保険制度につきましては、高齢者の日常生活を支える仕組みとして認識され、介護を必要とする方々が安心して介護が受けられる、あるいは介護される方々の負担軽減を図るための社会保障制度として、すでに定着しており、健全且つ適正な予算の執行が不可欠であります。

これらを踏まえて、平成23年度予算を見てみますと、歳出の中の給付費については、介護保険計画の中で推計された必要とされる介護サービスが予算に反映されていると考えます。また、介護予防に係る地域支援事業については、高齢者の皆さんが、いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護予防に必要な事業を予算に積極的に盛り込んでおります。

以上のことから、本予算は介護保険特別会計の運営上、必要な予算と認められることから、本案に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

議長(久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第41号の討論を終結いたします。

議案第41号、平成23年度みなかみ町介護保険特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (久保秀雄君) 起立多数であります。

よって、議案第41号、平成23年度みなかみ町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長 (久保秀雄君) これより議案第42号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について、反対討論を行います。

下水道事業の予算9億9200万円ですが、借入金返済に充てる公債費は5億1859万円です。52%にもなります。このため借金を2億7800万円を新たに起債しますが、59%の1億6280万円は事業を伴わない借入金返済のための借入です。

起債残高は23年度末で53億円余になります。実際の返済も元金の返済額が少なく、支払利子の割合が高いため、なかなか残高が減少しません。町の預貯金を元金返済にあてるなど、元金を減らす必要があります。

思い切った起債返済計画を実施して、安定した下水道会計として運営することを要求し、反対討論といたします。

議 長 (久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

2番内海敏久君。

(2番 内海敏久君登壇)

2番 (内海敏久君) 議案第42号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についての賛成討論を行います。

下水道事業につきましては、文化的な生活を営む上で欠く事のできない施設であります。

環境悪化が叫ばれるなか、生活改善の改善は急務を要する事業であります。公共下水道が供用開始後30年が経過し、施設が老朽化しており、設備の改築・管路更生をするため、下水道長寿命化支援制度を利用し、施設を長期に渡って機能させ、コストを最小化させるための下水道長寿命化計画策定委託の予算化がされております。

今後も引き続き、住民が明るく文化的な生活が送れるよう下水道事業の推進をお願いし、賛成討論といたします。

議 長 (久保秀雄君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第42号の討論を終結いたします。

議案第42号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長（久保秀雄君） 起立多数であります。

よって、議案第42号、平成23年度みなかみ町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第47号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算について、反対いたします。

湯宿温泉、それから池ノ原のですね、水道の編入につきましては、新規工事ではなく加入金を取る条例がありません。条例ではメーターの増大を伴わない単なる改造では加入金は取らないことになっています。そういう中で、条例に基づかずにですね、加入金を取ったということは無効であり、この返金を求めたいと思います。

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

2番内海敏久君。

（2番 内海敏久君登壇）

2番（内海敏久君） 議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算について、賛成討論を行います。

水道事業は、日常生活に欠く事のできない飲料水の供給事業であり、良質で安心できる水の供給を図り、公衆衛生の向上に寄与するために努力していると認めます。

本年度予算は、経営の透明化・健全化を進め、老朽化した設備の施設整備を促進していくため、簡易水道特別会計を本企業会計に統合するものであります。この予算の効率運用により充実した施設管理ができるよう要望し、賛成討論といたします。

議 長（久保秀雄君） 次に反対討論の発言を許します。

10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 平成23年度みなかみ町水道事業特別会計予算に反対討論を行います。

簡易水道会計が統合され、使用料等が3億9573万円あり、収入は4億4600万円になります。

支出4億4200万円のうち減価償却費1億7103万円は帳簿上、支出に計上してありますけれども、本来は積み立てておいて施設更新に備える資金です。

減価償却費の累計は、45億1832万円と大幅に増えていますが、しかし実際は過去の減価償却費も積み立てされず、資本的収支の補てんに流用されています。

水道会計を企業会計として運営することに無理があることを表明して、反対討論といたします。

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長(久保秀雄君) ほかに討論の発言はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。
議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(久保秀雄君) 起立多数であります。
よって、議案第47号、平成23年度みなかみ町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計予算
議案第44号 平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算
議案第46号 平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計予算

議長(久保秀雄君) 日程第7、議案第43号、平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計予算についてから、議案第46号、平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてまで、以上3件を一括議題といたします。
一括して、所管の委員長報告を求めます。
産業観光常任委員長河合生博君。
(産業観光常任委員長 河合生博君登壇)

産業観光常任委員長(河合生博君) 本委員会に付託されました、議案第43号、44号、46号について、一括にて委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

なお、この3件は連合審査において質疑までをいたしました。

まず、最初に議案第43号、平成23年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計予算について、ご報告申し上げます。

当局の説明の後、観光センターのテナントも厳しいと思っている、テナントが入っていただだけでも意義がある、広域圏での議論でも検討して欲しい、半額でも厳しい状況と聞いている、上毛高原駅前を寂しくしたくない。基金の問題もあるが、観光センターは、利根沼田の玄関口である、もう少しテナント料を下げてもいいのではないかと。

以上、質疑を終わり、討論を終結し、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

つづきまして、議案第44号、平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算について、ご報告申し上げます。

本年の厳しい状況を当局より説明の後、営林署に返す場合の金額、そして町有林との交

換は、指定管理には出せないのか等々の質問の後、本案については全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

最後に議案第46号、平成23年度みなかみ町温泉事特別会計予算について、ご報告申し上げます。

本年の厳しい状況を当局より説明の後、給湯口数80口、使用料2800万円の説明の後、まんてん星の湯の使用料1千万円からの減免申請が出ているが、他の使用者とのバランス、運営への影響は大丈夫かとの質問の後、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長（久保秀雄君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第43号から、46号についてまで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第43号から、46号についてまでの質疑を終結いたします。

これより議案第43号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第43号の討論を終結いたします。

議案第43号、平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、平成23年度利根沼田広域観光センター特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議 長（久保秀雄君） これより議案第44号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算についてを採決いた

します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、平成23年度みなかみ町スキー場事業特別会計予算については、
原案のとおり可決されました。

議 長(久保秀雄君) これより議案第46号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、平成23年度みなかみ町温泉事業特別会計予算については原案
のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長(久保秀雄君) 日程第8、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下、各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則
第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査
の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第9 字句等の整理委任について

議 長（久保秀雄君） 日程第9、字句等の整理委任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。
よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

議 長（久保秀雄君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議 長（久保秀雄君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

平成23年度当初予算、あるいは条例等、ご議決賜りまして、新年度の町民のための福祉の向上の町政の展開の基本が出来上がったところでございます。

また、今議会の中におきましても、一般質問、あるいは委員会での質疑、そして請願陳情の審議等の中で議員各位から、何点かのご提案もいただいております。

それらの中には、早急に具体化を図ったことが良いという案件も含まれているというふうに理解しております。これらの検討を進めてまいりたいと思っております。

さて、みなかみ町は新設によりまして、当町については、いわゆる統一地方選挙とは長、議員とも時期が異なっておりますけれども、今年の4月には、いわゆる統一地方選が行われ、地方自治体のあり方、あるいは二元代表制のあり方等々について、国民レベルで様々な議論が行われているところでございます。

これらの動向についても、注目してまいりたいと考えております。

また一方、国政においては日々、非常に不安定性を増しております。その方向性であるとか、新年度の事業展開等々について、予測することも難しくなっておりますというふうに感じているところでございます。

町民生活に直結する事柄も多い中で、新年度に向かいます、町段階での変更であると

か、調整ということも考えられます。また、それ以外にも変化の激しい環境のもと、観光振興であるとか、地域発展についての施策であるとか、様々な事案に適切に対応していくためにも、昨年に引き続きまして、今年も様々な形で議会であるとか、議員各位ともご相談しながら、調整の執行に当たっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また年度末を迎え、そして年度始めを迎えるということで、議員各位とも各行事等で大変にお世話になります。引き続きよろしくご指導のほどお願いいたします。

以上申し上げまして、今後とも議員の皆さん方とご相談しながら、町政の執行に当たっていきたいということを申し述べまして、閉会に当たりましての挨拶にさせていただきます。有り難うございました。

議長閉会あいさつ

議長（久保秀雄君） 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会に付議されました新年度予算を始め、案件の全てを議了して頂き、ただ今を以て、無事閉会の運びとなりました。会期中は、終始熱心なご審議を賜りまして、議員各位や町長を始め、当局の皆様には大変なご協力を頂きましたことに対し、心より感謝申し上げます。

混迷する国政は23年度予算について、衆議院は通過し、参議院で否決され、衆議院に戻され、憲法60条の規定により成立されることと思います。

しかし、関連法案については先の見えない状況であり、国民生活に大きな影響が出ることが懸念されます。みなかみ町の新年度予算の執行においても、国の方針が遅れることにより、町民に影響が及ばないことを望みます。国政は国民の生活を第一に考える政治であって欲しいものであります。

閉 会

議長（久保秀雄君） これにて平成23年第2回（3月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。大変にご苦労さまでした。

（ 11時12分 閉会 ）